

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 16 | 予防接種法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出雲市は、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県出雲市長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種法に関する事務 |
| | 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対して予防接種を行なうとともに、給付、実費徴収等の事務を行なっている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 |
| ②事務の概要 | 1 予防接種の実施 2 予防接種の記録 3 予防接種済証の発行 4 健康被害の救済措置 5 予防接種の勧奨 6 予防接種実費徴収 |
| ③システムの名称 | 1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ |

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | ・ 番号利用法第9条第1項別表第一の10の項 ・ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号別表第二の16の2,17、18、19の項 ・ 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第13条 【情報提供の根拠】 ・ 本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|------------|
| ①部署 | 健康福祉部健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康増進課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|------------------------|---|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 出雲市 総務部 総務課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 TEL 0853-21-6756 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 出雲市 健康福祉部 健康増進課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 TEL 0853-21-6829 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|--|---|
| [基礎項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [○] 委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | [○] 提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | |

麥更笛所